

企業における女性活躍推進事業
「自分らしいリーダーシップデザインセミナー」
運營業務委託企画提案公募実施要領

1 目的

福岡県（以下「県」という。）では、県内の中小企業等で働く女性従業員を対象に、現在活躍する女性管理職・リーダーとの対話等を通じた、自分らしいリーダー像やリーダーシップの在り方を模索する対話重視型のセミナーを開催することで、受講者自身に内在するリーダー像へのアンコンシャス・バイアスを認知し、キャリアアップやリーダーになることへの不安感を払拭するとともに、これらに対する意欲を向上させ、リーダーとして活躍する女性人材を育成することを目的とします。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

企業における女性活躍推進事業
「自分らしいリーダーシップデザインセミナー」運營業務

(2) 業務内容

別紙 仕様書（案）のとおり

(3) 予算規模

2, 081千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※上記金額は企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではありません

(4) 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和4年3月25日まで

3 説明会の開催について

新型コロナウイルス感染症の感染防止及び感染拡大防止のため、説明会は開催しません

4 企画提案公募に関する質問について

○令和3年4月21日（水）～5月7日（金）17時

○提出方法

- ・別紙質問票に質問内容を記載の上、電子メールにより次のアドレスまで提出下さい
josei-katsuyaku@pref.fukuoka.lg.jp
（福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課女性活躍推進室）
- ・電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は受け付けません

○回答方法

質問に対する回答は、令和3年5月11日（火）を目途に県ホームページで公開します。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答します。また、質問の内容によっては回答しないこともあ

ります。

5 企画提案公募参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和3年2月10日2総厚第17290号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (4) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること

6 提案書類等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 応募申込書（様式1） 1部（正本1部）
 - イ 企画提案書※
 - (a) 企画に関する書類 7部（正本1部+副本6部）
 - (b) 費用に関する書類 7部（正本1部+副本6部）※ 別紙「企画提案書等の作成要領」及び「仕様書（案）」に従って作成願います。
 - ウ 会社の概要に関する書類※ 7部（正本1部+副本6部）
※ 業務内容、組織体制、経営状況等がわかるもの（会社パンフレット等）
- (2) 提出方法
 - ア 期 限：令和3年5月25日（火）17時まで（必着）
 - イ 提 出 先：下記9 問い合わせ先に提出してください。
 - ウ 提出方法：郵送※
※ 提案内容について、個別に質問させていただくことがあります。
 - エ 注意事項
 - ・ 提出期限を過ぎた場合は受付できません。
 - ・ F A Xや電子メールでの提出は受け付けません。

7 審査及び受託者の選定

企業における女性活躍推進事業「自分らしいリーダーシップとキャリアデザインセミナー」運營業務委託事業者選定委員会において、提案書類及びヒアリングの内容を審査し、最も優秀な提案を行った1事業者を選定します。
審査の結果は、6月上旬に書面で通知します。

8 留意事項

- (1) 企画の提案に要する費用は、企画提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類等は返却しません。また、選定の理由などの問い合わせには応じませ

ん。

- (3) 委託契約締結に係る費用は受託者の負担とします。
- (4) 委託契約にあたっては、提案内容をもとに県と受託者で協議の上、仕様書を確定し、改めて見積書を提出いただきます。
- (5) 委託契約にあたっては、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第169条の規定により「当初委託契約額（消費税込）」の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めていただきます。この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還します。
なお、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合や、過去2年以内に県若しくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免されることがあります。
- (6) 委託料は、事業の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、証拠書類（領収書、振込が確認できる書類等）で確認できるものを対象とします。ただし、受託者による会合費や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費、備品購入など財産取得となる経費は対象外です。
- (7) 業務の全てを再委託することはできません。

9 問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課 女性活躍推進室
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁行政棟 5階南棟
Tel : 092-643-3399
E-mail : josei-katsuyaku@pref.fukuoka.lg.jp